

■2025 年度 S 日程 卒業見込者特別入学試験・一般入学試験
法律科目試験「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」第 3 条 1 項第四号（いわゆる生殖腺除去要件）を憲法 13 条に違反するとした最大決 2023（令和 5）年 10 月 25 日を素材とした。

設問 1 は、憲法 13 条に規定する「幸福追求に対する国民の権利」の内容についての判例上の知識を問うものであり、最高裁が、先の決定において、正面から「人格的生存に関わる重要な権利」を保障していると述べたことを論ずる必要がある。加えて、最高裁が、いわゆる京都府学連事件判決において、憲法 13 条が国家に対して「私生活上の自由」を保障していることを明らかにして以来、「みだりに容貌等を撮影されない自由」、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」などを保障対象に加えてきたことをどのように評価するのかを、学説上の人格的利益説と一般的自由説との対立とからめて論ずる必要がある。

設問 2 は、特例法第 3 条 1 項第四号の生殖腺除去要件の違憲性を主張するよう求めている。最高裁は、「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由」を根拠に同号の違憲性を認めたが、ここでは X の立場を問うているので、自己の性自認に基づいて生きる権利などを主張することも可能である。そして、性別変更にあたっての生殖腺除去要件が、性別違和を感じる者を、性自認に従った法令上の取り扱いを求めようとすれば、身体への重大な侵襲を受け入れなければならないという状況に置いていることを指摘して、こうした重大な権利侵害を正当化するには十分な理由づけが必要であることを論ずることになる。その際、問題文に付された立法理由である①②について、㊦㊧㊨の事情を活用して批判する必要がある。

昨年度の重要判例の一つであり、事前に最高裁決定の知識を得ているとみられる受験生がかなりみられた。ほとんどの答案が問題文の事実を使って解答していたが、それらを判断枠組みのどこに位置付けるかにより差が生じた。

以 上